

中核的労働要求事項を含む方針声明

徳三運輸倉庫株式会社は、従業員の尊厳を守り敬意をもって人材を扱うことに努めます。雇用、職場環境について、法令に準拠することはもとより、従業員の豊かな個性と多様性が尊重され、さまざまな人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境、組織風土を作り守ります。

1. 児童労働の禁止

私たちは、各国・地域の法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の禁止

私たちは、いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 雇用及び職業における差別の排除

私たちは、お客さま、社員をはじめ、あらゆる人の尊厳と基本的人権・人格を尊重します。国籍・性別、信条、身体的条件、社会的身分などによる不当な差別は行いません。

また、私たちは、職場における社員の安全と健康の確保やハラスメント防止など、快適な職場環境の形成に努めます。

4. 結社の自由／団体交渉の権利

私たちは結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。

2022年6月1日
徳三運輸倉庫株式会社
代表取締役
兼子 卓三